

# 茅野市人権尊重に関する条例

平成 12 年 3 月 27 日  
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であることを保障した日本国憲法の理念と、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の精神にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人一人の人権が尊重される住みよいまちづくりを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、市が行う施策に協力するとともに、自らも人を思いやる人権意識の向上に努めるものとする。

(教育及び啓発運動の推進)

第 4 条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、人権を尊重する社会環境を醸成するため、教育及び啓発運動の推進に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 5 条 市は、施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第 6 条 市長の諮問に応じ、人権尊重に関する施策について調査し、及び審議するため、茅野市人権尊重審議会を置く。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。